

## 平成 31 年度山形県農地中間管理機構 活動方針

### 【事業展開の基本方向】

公益財団法人やまがた農業支援センターは、平成 26 年 4 月 1 日に農地中間管理機構（以下「機構」という。）として県の指定を受け、各地域に常駐する農地集積地域専門員を中心に、農地中間管理事業業務の委託先をはじめ、市町村、農業委員会、JA 及び土地改良区等と連携を図るとともに、平成 30 年 7 月 13 日に当センター、山形県農業会議、山形県農業協同組合中央会で締結した「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」に基づき、担い手の健全な農業経営発展と地域農業の振興を図りつつ、農地の集積・集約化に取り組んでいるところである。

平成 31 年度は、事業開始 5 年後の制度見直しの効果が十分に発揮されるよう、関係機関と緊密に連携を図りながら適切に対応していく。

農地の集積が進む水田においては、①担い手農業者間の自主的・主体的な農地集約の取組みが促進されるよう、市町村、農業委員会や JA 等と連携を強化するとともに、②担い手農業者が不足している中山間地域においては、人・農地プランに基づいた農地の集積・集約を支援する。③果樹園地や畑地については、農業経営の安定・発展に資することを目的にした業務を実施する。

また、本年度は、④農地中間管理事業の第 2 期対策の初年度になるため、円滑に新制度に移行するため事務処理の改善等を行うとともに、⑤賃借料の管理については適切かつ的確に事務処理を行い、農地中間管理事業の目的である、担い手農業者の経営安定・発展に資するよう総合的な支援を行う。

### 【指 標】

#### ○農地中間管理事業による機構の農地賃貸借面積等

年 度	H 3 0 年度実績	H 3 1 年度計画
面積 (ha)	1, 5 7 8	2, 0 0 0

#### ○参考：担い手が利用する農用地の面積の目標

	現在 (H24 年度)	概ね 10 年後 (H35 年度)
耕地面積 (①)	1 2 2, 5 0 0 ha	1 2 2, 5 0 0 ha
うち担い手が利用 する面積 (②)	6 2, 3 1 2 ha	1 1 0, 0 0 0 ha
②/①	5 1 %	9 0 %

### 【具体的な取組み】

#### 1 5 年後見直しによる制度改正への適切な対応

農地中間管理事業が担い手に使いやすい制度となるよう、農用地利用集積計画のみに基づき権利設定を一括して行うことができる仕組みなどが、年度途中で導入される見込みであるが、これにより現場が混乱することがないように、担当者会議や市町村等関係機関との意見交換の際に、事務手続きの周知徹底を図り、制度

改正の効果が十分に発揮されるようにする。

また、農地利用集積円滑化事業の統合一体化は、次年度に施行される見込みであるが、円滑化団体と意見交換を密に行い、それぞれの団体の意向を把握するとともに、今後明らかになる事務手続きの詳細などを関係団体と情報共有し、施行に向けた準備に万全を期す。

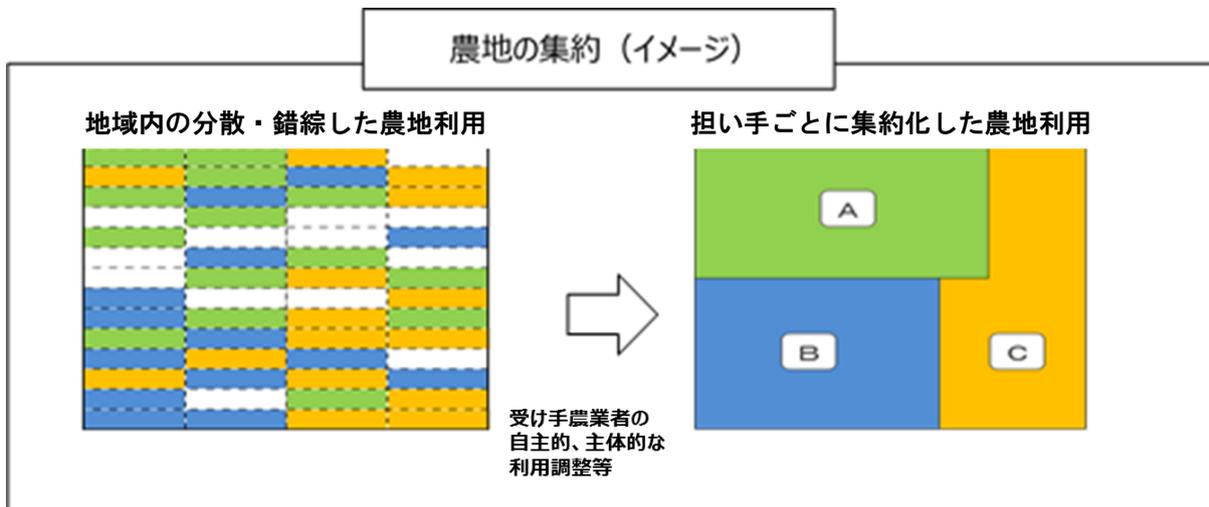
## 2 関係機関・団体との連携強化：新たな視点での連携の強化

- (視点) ① 担い手への農地集約へのアプローチ  
② 遊休農地の発生防止・解消と有効活用  
③ 新規参入者への支援

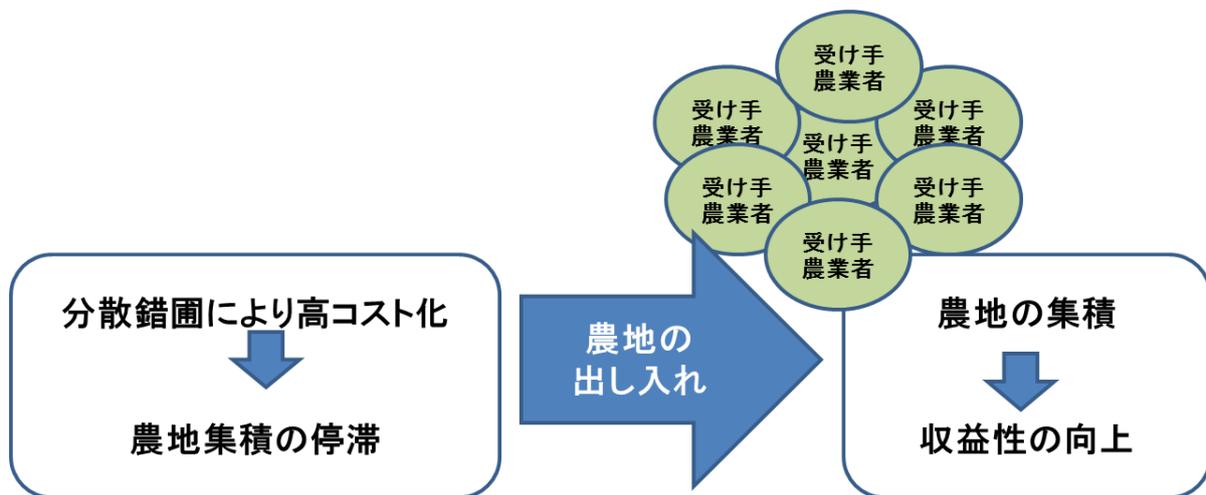
5年後見直しにより、「人・農地プラン」の実質化が図られることから、人・農地プランに基づき、関係機関・団体と新たな視点での連携を強化するとともに、市町村長、JA組合長、土地改良区理事長等と意見交換を実施し、農地の集積・集約の重要性について認識の共有を図りながら事業の推進に取り組む。

## 3 担い手への農地集約の取組みに対する支援強化

5年後見直しにより、人・農地プランの作成に当たっては、市町村が農地に関する地図を活用して、農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報の提供に努めることになっている。この取組みに合わせて、県内で耕作者ごとに圃場を色分けし、それぞれの圃場を担い手同士が確認することで利用権調整に結び付けた事例などを紹介し、それらの手法を共有することで農地集約の機運を高め、担い手への農地集約を促進し、担い手の農地利用の効率化及び地域全体の集積率の向上につなげる。



農地の集積・集約に係る受け手農業者の自主的・主体的な動きを農業委員会と連携して機構が積極的に支援する。



#### 4 機構と農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）との連携強化

人・農地プランに対する農業委員、農地利用最適化推進委員の役割が法律で明確化されることから、機構の農地集積地域専門員と農業委員会の連携を強化して、人・農地プランの実質化に取り組むとともに、機構事業の活用を促しながら効率的な集積・集約に努める。

#### 5 農地整備事業の取組みに対する支援

担い手が借受けるための条件整備として、農地中間管理機構関連農地整備事業をはじめ、農地整備事業の活用を希望する地区が多い。それらの地区で行われる地域の話合いに機構も参加し、関係機関と連携しながら地域の状況に適した事業となるよう支援するとともに、機構事業の活用を促す。

#### 6 果樹地帯における担い手への集積の推進

果樹地帯における新規就農希望者等に対しては、研修受入れ農家、JA、果樹産地協議会等と連携し、希望する地域の農地や営農情報を収集して提供するなど農地集積への支援を行う。

#### 7 担い手農業者の経営安定・発展に資する支援

「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」に基づき、担い手の健全な経営発展に資するため、各機関の専門分野やネットワーク等を活かしながら協働による効果的かつ総合的な支援に取り組む。

#### 8 農業者等への情報発信の強化

- (1) 人・農地プランの重みが増すことから、その検討会等に機構職員も積極的に参加して、機構事業の仕組みの説明と併せて手続きが簡素化されたことも周知し活用を促す。
- (2) 新聞、ラジオ、市町村広報誌、農業委員会だより等を活用し、農業者等への情報提供を推進する。
- (3) 本県における先進的な取組みをまとめた「活用事例集」をツールとして、取組み手法の共有を図る。

## 9 その他の取り組み

- (1) 訪問活動を強化し、出し手・受け手農家の実情に即した機構事業活用のコーディネートを実施。
- (2) 集落営農の法人化の動きがある地域への相談や研修等の支援。

